

三位一体改革における地方財源の充実確保を求める意見書

現下の地方財政は、バブル経済崩壊後の税の大幅な減収に加え、国が経済対策の一環として実施してきた国税・地方税を併せた政策減税、景気対策による公共事業の追加等の経済財政運営により、財源不足が拡大し、危機的な状況にある。

各市においては、徹底した行財政改革を積極的に取り組んでいるが、地方税源の充実確保なくして、真の地方分権の実現はありえない状況となっている。

しかし、政府は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」(骨太方針第3弾)において、国と地方の税財政の三位一体改革については、2006年度までの3年間に、国庫補助負担金の約4兆円の削減、地方交付税の抑制、そして削減額の約8割を目安に税源移譲を行い、具体的には予算編成時に併せて行うとしている。

この三位一体改革の実施に当たっては、地方分権の基本理念を踏まえ、国と地方の役割分担を明確にし、税源移譲等による地方税財源の充実強化が必要不可欠である。

しかしながら、地方分権改革推進会議における議論では、地方の意見が反映されておらず、税源移譲については、増税を伴う税制改正実施まで先送りするものとされ、また、地方交付税の財源保障機能を過度に縮小、廃止することが示されており、これまで築き上げてきた地方分権の流れに反するものであり、到底認められるものではない。

よって、政府においては、危機的な地方財政状況を鑑み、今後の具体化の中で、地方の自主性、主体性確保の見地から、単なる地方への財政負担の転嫁とせず、基幹税の再配分を基本とする税源移譲等の地方税財源を充実強化するとともに、行政水準に応じた地方交付税の財源保障機能と財源調整機能を堅持することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2003年(平成15年)6月30日

高砂市議会